

京情審答申第83号
平成25年2月20日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年10月23日付け4建築第1014号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年6月29日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、京都市中京区株式会社〇〇〇〇〇〇に関する書類全て（2012年6月4日以後に取得したものに限り。）の公開を請求した。
- 2 平成24年7月13日、実施機関は、1の請求に対する公文書として、平成24年6月12日付け連絡事項処理用紙、同月28日付け宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書及び同日付け宅地建物取引業従事者移動届出書（以下「本件公文書」という。）を特定し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成24年7月30日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年10月23日、実施機関は、情報公開条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成24年6月29日付け公文書公開請求は、異議申立人が京都府建設交通部建築指導課（以下「建築指導課」という。）を訪問し、請願した内容の処理状況を確認するためのものであるが、本件処分では、本来存在すべき文書を公開していない。しかし、次の理由により存在するはずであり、存在する場合、当該文書は、職務上作成し、取得した情報であり、組織的に用いられることから、公開されるべきである。

- 2 平成24年6月12日付けの連絡事項処理用紙中、対応欄に記載されている「業法上の違反でなく、指導できない旨、本人に説明済（納得されず）」「当該書面から犯罪とは思料されず、告発できない旨、本人に説明済（納得されず）」「個人情報保護条例を所管する政策法務課と確認・調整します。」これら三つの事項に係る文書があるはずである。
- 3 建築指導課の担当者が「組織としての判断を示したい」、「この程度を府内で稟議する」、「情報公開の部局と相談する」と発言しており、何らの文書も作成していないとは考えられない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び審査会での職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、自身が建築指導課を訪問し、請願した内容の処理状況を確認するために情報公開を請求したと述べているが、この「訪問し、請願した内容」とは、異議申立人が京都府知事免許の宅建業者（以下「本件業者」という。）に対して行った個人情報開示等請求等に関し、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく指導をすることであると推測される。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第25条で、個人情報データベース等に保有する保有個人データについて本人から開示を求められたときは、開示しなければならないと規定されているが、開示請求の対象となるのは、当該個人情報取扱事業者が開示を行うことのできる権限を有する保有個人データのみである。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しない場合、同条第2項で本人にその旨を通知しなければならないと規定されているところ、取引関係になかった異議申立人の保有個人データについて存在しないと回答した本件業者の対応に法令違反のおそれは認められず、事業者に対する指導、助言等を定めた京都府個人情報保護条例第3章第2節の規定によるとしても、本件業者に対し個別指導を行うべき根拠はない。
- 3 他方、建築指導課には、宅地建物の取引に係る相談が多数寄せられており、取引前の相談であれば、法令規制や制度を教示している。その際には国土交通省から出されている「宅建業法の解釈運用の考え方」や各種逐条解説等の内容を基に説明をしているが、それらの応答について、毎回方針伺いや連絡処理といった公文書を作成しているわけではない。また、取引終了後に求められる業者指導の要請は、初回来訪

時には記録を残すが、大半が民事紛争に関わっており、客観的な宅建業法違反の事実が確認できない状態で、むやみに業者に対する行政指導を行うことはできず、一定の方針が出て以降、繰り返される主張に対して、毎回公文書を作成することはしない。

- 4 したがって、平成24年6月12日に異議申立人が要請した業者への指導について、実施機関が新たに公文書を作成すべき理由が存在しないことから、公文書は作成していない。
- 5 異議申立人の主張は、異議申立人自身が要請したから公文書が作成され保存されているはずという独自の考えに基づくもので、主張の前提自体が誤っている。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書について

異議申立書及び意見書から、異議申立人が公開を求めているものは、平成24年6月12日付けの連絡事項処理用紙以外に、異議申立人が請願した内容及び実施機関である建築指導課の対応が記載された文書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、自身が請願した内容が記載された文書の存在を主張している。

しかし、建築指導課では、来訪者の請願内容等を毎回記録するということはしておらず、新たな事実の確認や状況の変化があり、従来の判断や方針を変更する必要性が生じた際に連絡事項処理用紙を用いた公文書を作成している。このような事務の取扱方法に不自然な点は見受けられず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年10月23日	諮問書の受理
平成24年11月 6日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年12月 5日	異議申立人の意見書の受理
平成24年12月27日	第1回審査会
平成25年 1月29日	第2回審査会
平成25年 2月20日	答 申